

# リスク管理体制

## リスク管理について教えてください。

### I. リスク管理の体制

金庫経営や金融技術が複雑かつ高度化する環境においては、自己責任原則のもとで、金融機関の様々なリスクを管理することが重要となります。

当金庫は、信頼性の高い健全な経営を確立するために最も重要な経営課題のひとつとして位置付け、平成20年9月に「統合的リスク管理基本方針」を制定し、リスク管理委員会が中心となって適切な管理体制の構築に努めています。

#### 1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オーバーランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、自己査定の債務者区分および分類結果等にもとづいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることとしています。

#### 2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクであり、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。

当金庫は、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に收めるとともに、リスクの管理と配分による適切な収益の確保を目指しております。

#### 3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを確保しております。

#### 4. オペレーションナルリスク管理

オペレーションナルリスクとは、不適切な内部手続き・人的要因・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生ずる損失に関するリスクであり、事務・システム・法務・人的・有形資産・風評リスクを含む広義の概念です。

##### ① 事務リスク管理

金融機関の業務が、多様化・専門化することに伴い、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導をはかるとともに、事務連絡会等を経て、厳正な事務管理に努めています。

##### ② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューター・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことです。金融機関にとってのシステムの安定稼動は社会的責務といつても過言ではありません。

当金庫では、万一の災害時においてもコンピューター・システムが安定稼動するようにバックアップシステムを確立しています。また、危機管理計画書を作成し、組織として万全の対応ができるよう取り組んでおります。

##### ③ 法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規定等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

法務リスク管理は、当金庫の経営方針、飯塚信用金庫行動綱領等に則り、リスクを適切に把握、管理しコンプライアンス態勢の構築を図るよう努めています。

##### ④ 人的リスク管理

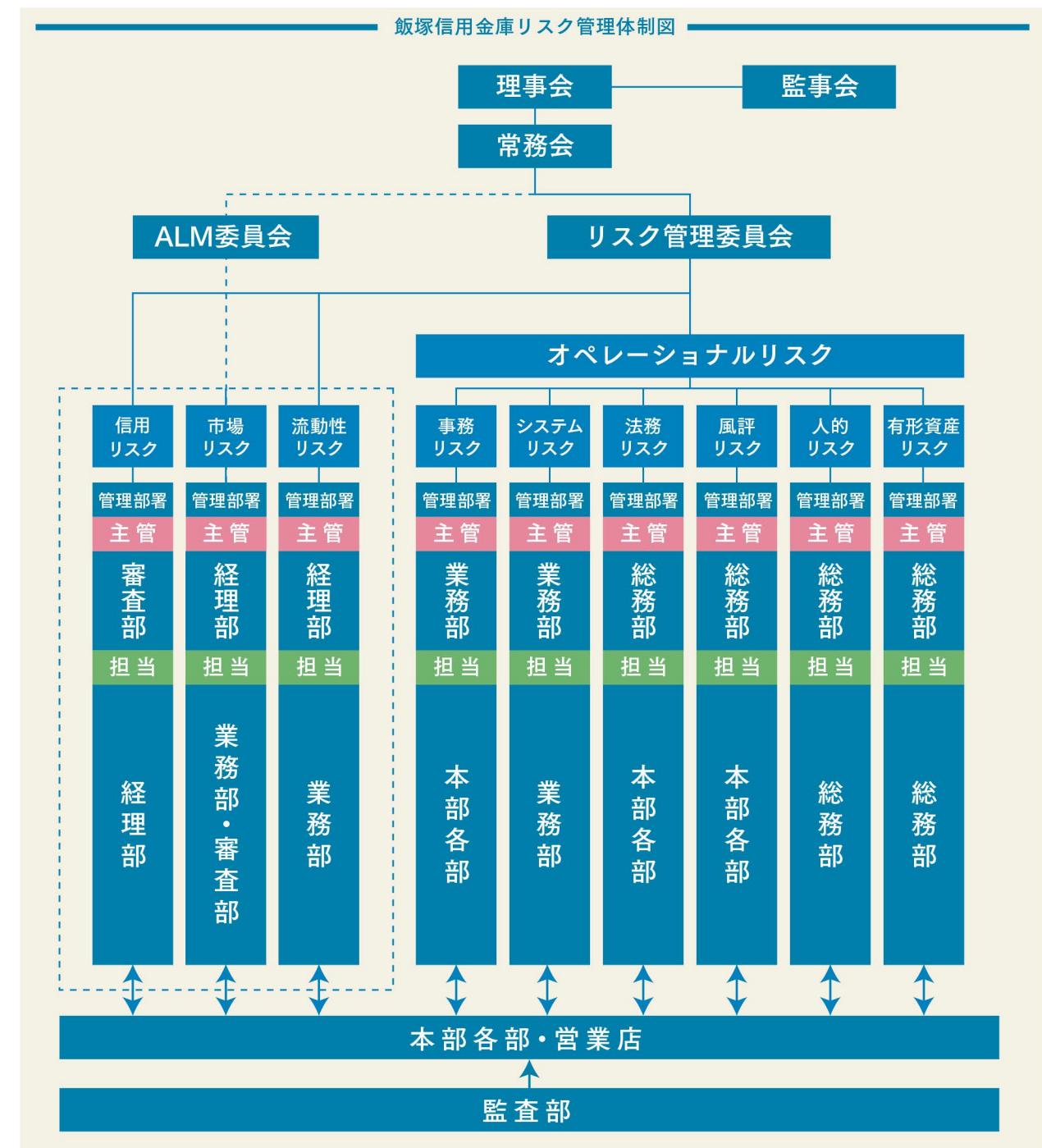
人的リスクとは、人事運営上の評価等に関する不公平やセクシャルハラスマント等に関する差別的行為により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、人事リスク管理能力を向上させるためセクシャルハラスマント等の研修・教育を行い、「人事相談窓口」を設置する等、円滑な業務運営を果たすための体制の整備に努めています。

##### ⑤ 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害等の事象から建物・什器設備等の資産の毀損や、業務運営環境の質の低下等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は定期的に有形資産の点検・管理を実施しています。



### II. コンプライアンス(法令等遵守)の体制

法令等および規定の遵守については、当金庫では経営の最重要課題として位置付け、コンプライアンス委員会にて、平成13年4月に制定した「飯塚信用金庫倫理綱領」について、近年のCSR（企業の社会的責任）への取組みに関する社会的関心の高まりや、顧客情報の適正な保護および顧客説明態勢の整備等が強く要請されていることを受け、平成18年2月に「飯塚信用金庫行動綱領」へと改定し、全役職員にこれらを含む携帯用の「服務規程」を配布して周知徹底を図っています。また、コンプライアンス委員会の下部組織であるコンプライアンス担当者部会を組織し、毎期の法令等遵守にかかる具体的な実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、実行することでコンプライアンスマインドの高揚を図っております。